

資料ページ	質問事項(1)
	現場技術者(主任技術者・監理技術者)の専任の合理化について
資料3 3頁	<p>専任特例の際、配置する連絡員は元請が雇用している方でなければならぬか。  それとも、下請が雇用している方等のように、元請が雇用していない方でも構わないか。</p>
回 答	
<p>「監理技術者制度運用マニュアル」12ページ  三 監理技術者等の工事現場における専任(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例  ① 4)に、「また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。」と記載があります。  連絡員職務は、あくまで連絡員を配置した当該請負会社である元請が行うべき施工管理にかかるものであり、当該請負会社以外からの選任は想定していません。</p>	